

税務相談

住宅ローン控除の拡充 (2019年度税制改正)

令和元年(2019年)10月1日の消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策が講じられます。

改正点

消費税率が引き上げられる
令和元年(2019年)10月
1日から令和2年(2020年)
12月31日までの間に
居住の用に供した場合、次
のように適用されます。

- ① 建物購入価格の2%の $\frac{1}{3}$
② 住宅ローン年末残高の
1%

今回の改正は、3年間で
消費税増税分にあたる「建
物購入価格の2% ($\frac{2}{3}\%$ ×
3年)」の範囲で減税されま
す。ただし、ローン残高が
少ない場合はこれまでどお
り住宅ローン年末残高に応
じて減税されます。

一、消費税率10%が適用さ
れる住宅取得等につい
て、住宅ローン控除の
控除期間を3年延長 改
正前：10年 → 改正後…

消費税10%の増税時に
は、5%から8%に増税さ
れた時と同様に建物取得
に係る消費税の経過措置
の適用もあるため、十分に
検討してから住宅を購入
することが必要にならう
かと思われます。

13年

二、11年目以降の3年間に
ついては、消費税2%
引き上げ分の負担に着
目した控除額の上限を
設定。

具体的には、各年にお
いて、次のいずれか少な
い金額を税額控除します。

●拡充のイメージ(一般住宅の場合)



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫